

二十歳になりたての若者のトラブルに気をつけましょう！

消費生活センター等に寄せられる相談をみると、二十歳になった若者（成人）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。そして、「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステティックサービス」に関する相談が多く寄せられているという特徴がみられます。

また、SNSを通じて知り合った人から儲け話をもちかけられたり、高額な契約をさせるために借金を勧めたりするという事例が少なくありません。社会経験が乏しい若者を狙う悪質な業者もいるため注意が必要です。

〈相談事例〉

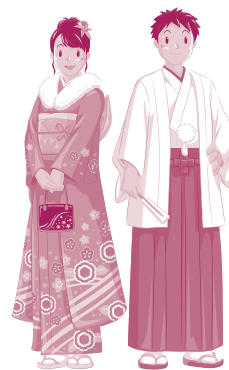
- 街中で声をかけられ、タレント事務所に同行して所属契約をした。翌日解約を申し出たら、違約金を請求された。
- 友人から儲かる話があると言われ、仮想通貨の投資のような契約をしたが、解約したい。
- SNSで知った女性に連れて行かれた事務所で自己啓発セミナーの契約を勧められ借金で会費を払うよう言われた。

〈問題点〉

- 契約に関する知識が乏しいことに乗じて契約をさせられてしまう。
- 「絶対儲かる」など、うまい話に弱い。
- 借金やクレジット契約を提案するなどして高額な契約をさせられてしまう。

〈消費者へのアドバイス〉

- いったん結んだ契約は「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできません。契約責任を負う成人であることを自覚し、安易な気持ちで契約しない。
- 簡単に大金を得ることは通常はあり得ないので、うまい話には飛びつかない。
- 「今日なら安くなる」などと言われてもその場で契約しない。きっぱり断ることも勇気！
- クレジット契約の利用や借金は慎重に。
 - ・安易にクレジット契約をしない。
 - ・借金をしてまで契約しない。



■問い合わせ■

茨城県消費生活センター ☎ 029-225-6445

常陸大宮市消費生活センター ☎ 0295-52-2185（直通）（本庁商工観光課内）

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。

善意をありがとう

<社会福祉協議会へ>

（順不同・敬称略）



JA常陸大宮地区組合員 85,633円